

## 防火設備の定期検査および点検に関する制度の一部改正について「SD研修会.COM」

2024年6月28日に公布された国土交通省告示（令和6年6月28日 国交告第974号）により、防火設備の定期検査および点検に関する制度の一部が改正されました。これを受けて、2024年12月よりスチールドア全国研修会【Web研修会】にて、「防火設備定期検査報告の一部改正について」と題し、配信いたしました（2025年3月終了）。

その後、2025年1月29日に公布された国土交通省告示（令和7年1月29日 国交告第53号）において、さらに内容の見直しが行われました。なお、施行日は引き続き2025年7月1日で変更はありません。

最終的な主な改正ポイントについては、2025年12月に配信予定のスチールドア全国研修会【Web研修会】にて、最新情報として改めてご案内する予定です。

### <主な改正ポイント>

常時閉鎖式防火扉が新たに定期検査及び点検の対象として追加され、検査項目は別表第1（防火扉）の(1)～(5)に準拠。検査対象は「各階の主要なもの」に限定され、具体的には避難経路上にあるもの、吹抜きに面したもの（原則、堅穴区画に設けるもの）、開閉頻度が高いものなどと定義されました。

この追加により、常時閉鎖式防火扉の検査周期は「1年から3年の間隔」で実施可能とされ、従来の随時閉鎖式防火扉（6か月～1年）とは異なる運用が認められます。

また、検査方法の「目視により確認する」とされていたところ、「目視又はこれに類する方法により確認する（以下「目視等」という）」に改められ、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進も示されました。

告示の詳細は、国交省のホームページをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000039.html#kokujii](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html#kokujii)

